

日高川町障害者活躍推進計画

機関名	日高川町
任命権者	日高川町長
計画期間	令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）
日高川町における障害者雇用に関する課題	日高川町においては、令和元年6月1日時点で法定雇用率をわずかに達成できていない状況であるため、令和2年1月～12月を計画期間とする障害者採用計画を作成し、積極的な採用活動を行っているところである。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点）</p> <p>（各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（参考）令和元年6月1日時点の実雇用率：1.94%</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
<p>(1) 障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>(2) 相談窓口を設置する。</p> <p>(3) 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、3か月以内に選任し、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、認定講習を受講させる。</p>	
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定・創出について検討する。</p>	
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
<p>相談窓口への相談のほか、面談等を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるにあたっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>	
4. その他	
<p>障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者活躍の場の拡大を推進する。</p>	